

税法研究会

代表幹事 大塚 一郎 (33期) ●Ichiro Otsuka

当会には、16の法律研究会があります。
本コーナーでは、法律研究会の入会方法や活動内容
についてレポートしていただきます。

書をダウンロードし、所定事項をご記入の上、
入会申込書記載の代表幹事の連絡先にFAXま
たはメール (PDF) でお送りください。

1 沿革等

税法研究会 (以下、「当研究会」とする。) は当会の法律研究会制度が発足した直後からスタートし、今日まで当会の税法研修の企画・実施の全てに関与してきました。

平成17年10月から、租税訴訟学会と共催で判例研究会、税法研究会及び夏期研修研究大会を開催しています。租税訴訟学会は平成14年に弁護士と税理士が協力して設立しましたが、当研究会はその設立・運営母体となっています。

当研究会は、日弁連の税制委員会にも委員を派遣し、全国の弁護士と弁護士会の税務問題処理を支援しています。

2 入会案内

(1) 入会資格

弁護士であれば、当会の会員でなくても入会できます。

弁護士以外の方も、幹事会の承認を得て入会できます。

(2) 会費

年間5,000円です。3月末から4月末頃にお支払いただいています。

(3) 入会手続

当会公式ウェブサイトひまわりページの「委員会・法律研究会からのお知らせ」の「法律研究会一覧」の「税法研究会」から入会申込

3 当研究会の活動

(1) 若手会員向けの税法の基礎知識研修会

若手会員向けに、簿記の理論的基礎、印紙税の法令解釈と課否判定実務、税務調査対応の実務、事業承継などをテーマに外部講師に講演いただいています。

(2) 大阪大学大学院高等司法研究科

(ロースクール) との合同判例研究会

毎年6月末か7月初めには、大阪大学ロースクールとの合同判例研究会を大阪大学豊中キャンパスで開催しています。合同研究会では若手会員が主となって判例研究の成果を発表し、大阪大学の谷口教授からコメントをいただいています。

本年度は、下記の判例をとりあげました。

- ・東京高裁平成30年9月5日判決
減価償却費の損金算入の開始時期
(担当 池田 卓也 先生)
- ・東京高裁平成28年12月1日判決
(原審・東京地判平成28年5月19日)
日本国内にある不動産を譲渡した売主に対する不動産売買代金の支払について買主である不動産会社の源泉徴収義務が争われた事件
(担当 吉田 正毅 先生)
- ・東京地裁平成16年7月22日判決
小規模宅地等の評価減特例事件
(担当 岩佐 祐希 先生)

また、合同判例研究会の翌日には会員有志で近畿地方の名所旧跡を訪問しています。写真は昨年保津川下りを楽しんだときの一枚です。

(3) 租税訴訟学会と共催の判例研究会・

税法研究会・夏期研修研究大会

当研究会は、租税訴訟学会と共催で判例研究会や税法研究会を開催し、また、毎年8月下旬の土曜日と日曜日に特定のテーマを対象に研修・研究大会を開催しています。本年度のテーマは「相続法及び相続税法の改正と論点」でした。

(4) 出版

当研究会は、今日まで下記の出版を行っています。

- ・『租税訴訟』（平成3年税法研究会発行）
- ・『平成4年度二弁夏期租税法研修叢書』
- ・『平成6年度二弁租税法研修叢書』
- 『法律家に必要な財務分析の基礎と資産税講座』（新版）（平成11年弁護士業務委員会発行）

また、現在、『相続の法務と税務』という書籍を株式会社経財詳報社から出版すべく編集作業中です。



定例会	なし(不定期)
連絡先	代表幹事 大塚一郎 TEL:03-5575-2490/FAX:03-5575-2491
年会費	5,000円(3月末から4月末頃にお支払いいただきます。)
入会方法	法律研究会ブログ(下記URL)をご参照ください。 http://niben.jp/blog/zeihou/nyukai/



保津川下りの船内で